

Q 9. 教科書に定価の表示がないのはなぜですか。

A. (1) 現在使用されている教科書には、そのすべてに具体の定価表示がなく、「文部科学大臣が認可し、官報で告示した定価（上記の定価は、各取次供給所に表示します。）」という文言になっています。

(2) このような表示になったのは、昭和50年度使用の教科書からで、それ以前の教科書には表紙や奥付に具体的な定価が記載されて発行されていました。

しかし、教科書の定価の決定時期は実際に教科書が製造される時期よりも遅いので、教科書に表示されていたのは改定される前の定価でした。

したがって、供給が行われる際、教科書に表示されている定価と実際の定価が異なることとなり、混乱や誤解を招く結果となりました。そこで、こうした事態を避けるために具体の定価表示をやめ、現在のような表示をすることとなったわけです。

(3) ここで、この表示について補足的に説明すると、まず「文部科学大臣が認可し」ですが、教科書の定価は「教科書の定価認可基準」に基づき文部科学大臣が認可する事項となっていることを意味しています。

また、「官報で告知した定価」とは、認可された定価が毎年2月中旬頃に官報で告示されることを意味し、各教科書取扱書店では、この官報を備え付けるなどして実際の教科書の販売に当たっています。